

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県久慈市長

公表日

令和8年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)等関係法令及び市税条例(平成18年久慈市条例第76号)に基づき、軽自動車の所有者又は使用者に対する軽自動車税額を算出し、賦課事務を行う。 ○軽自動車税の賦課、減免 市は、地方税法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理(番号法第14条) ②軽自動車税の減免の申請(地方税法第447条第1項)
③システムの名称	①軽自動車税システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④地方税外部連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・軽自動車税事務では、情報提供は実施していない。 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	久慈市総務部総務課行政文書係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	久慈市総務部税務課市民税係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、個人番号及び本人情報のデータベースへの入力の場合で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は年度ごとに管理し、指紋とパスワードによる認証によって限定するとともにアクセスログを記録する等、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等できるようアクセス制限を実施している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I. 5. ②所属長の役職名	税務課長 長内 寿一	税務課長	事後	
平成30年12月27日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
平成30年12月27日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
令和1年6月12日	II. 1. いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年6月12日 時点	事後	
令和1年6月12日	II. 2. いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年6月12日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV リスク対策	-	新様式への変更に伴い、「IVリスク対策」について記載	事後	
令和2年5月21日	II. 1. いつ時点の計数か	平成31年6月12日 時点	令和2年5月21日 時点	事後	
令和2年5月21日	II. 2. いつ時点の計数か	平成31年6月12日 時点	令和2年5月21日 時点	事後	
令和3年6月14日	II. 1. いつ時点の計数か	令和2年5月21日 時点	令和3年6月14日 時点	事後	
令和3年6月14日	II. 2. いつ時点の計数か	令和2年5月21日 時点	令和3年6月14日 時点	事後	
令和4年7月28日	II. 1. いつ時点の計数か	令和3年6月14日 時点	令和4年7月28日 時点	事後	
令和4年7月28日	II. 2. いつ時点の計数か	令和3年6月14日 時点	令和4年7月28日 時点	事後	
令和5年6月13日	II. 1. いつ時点の計数か	令和4年7月28日 時点	令和5年6月13日 時点	事後	
令和5年6月13日	II. 2. いつ時点の計数か	令和4年7月28日 時点	令和5年6月13日 時点	事後	
令和6年6月24日	II. 1. いつ時点の計数か	令和5年6月13日 時点	令和6年6月24日 時点	事後	
令和6年6月24日	II. 2. いつ時点の計数か	令和5年6月13日 時点	令和6年6月24日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	I. 1. ②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、軽自動車の所有者又は使用者に対する軽自動車税額を算出し、賦課している。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>軽自動車税の賦課、減免</p>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)等関係法令及び市税条例(平成18年久慈市条例第76号)に基づき、軽自動車の所有者又は使用者に対する軽自動車税額(種別割)を算出し、賦課事務を行う。</p> <p>○軽自動車税の賦課、減免</p> <p>市は、地方税法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理(番号法第14条)</p> <p>②軽自動車税の減免の申請(地方税法第447条第1項)</p>	事後	
令和7年6月20日	I. 3 法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の16の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</p>	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p><別表(第九条関係)における利用範囲の根拠></p> <p>上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項</p> <p>(24の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	I. 4. ② 法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <p>1 番号法第19条第7号、別表第2の27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p> <p>(情報提供) なし</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠></p> <p>・軽自動車税(種別割)事務では、情報提供は実施していない。</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠></p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項)</p>	事後	
令和7年6月20日	II. 1. いつ時点の計数か	令和6年6月24日 時点	令和7年6月20日 時点	事後	
令和7年6月20日	II. 2. いつ時点の計数か	令和6年6月24日 時点	令和7年6月20日 時点	事後	
令和7年6月20日	IV. 8 人手を介在させる作業	-	十分である (新様式への移行に伴い、新規追加)	事前	
令和7年6月20日	IV. 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3 十分である (新様式への移行に伴い、新規追加)	事前	
令和8年6月24日	I. 1. ② 事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)等関係法令及び市税条例(平成18年久慈市条例第76号)に基づき、軽自動車の所有者又は使用者に対する軽自動車税額(種別割)を算出し、賦課事務を行う。</p> <p>○軽自動車税の賦課、減免</p> <p>市は、地方税法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理(番号法第14条) ②軽自動車税の減免の申請(地方税法第447条第1項)</p>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)等関係法令及び市税条例(平成18年久慈市条例第76号)に基づき、軽自動車の所有者又は使用者に対する軽自動車税額を算出し、賦課事務を行う。</p> <p>○軽自動車税の賦課、減免</p> <p>市は、地方税法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理(番号法第14条) ②軽自動車税の減免の申請(地方税法第447条第1項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月24日	I. 1. ③ システムの名称	①軽自動車税システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー	①軽自動車税システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④地方税外部連携システム	事前	
令和8年6月24日	I. 4. ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・軽自動車税(種別割)事務では、情報提供は実施していない。 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・軽自動車税事務では、情報提供は実施していない。 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項)	事後	
令和8年6月24日	II. 1. いつ時点の計数か	令和7年6月20日 時点	令和8年6月24日 時点	事後	
令和8年6月24日	II. 2. いつ時点の計数か	令和7年6月20日 時点	令和8年6月24日 時点	事後	